

業務及び財産の状況に関する説明書

【2021 年 3 月期】

この説明書は、金融商品取引法第46条の4に基づき、全ての営業所に備え置き、公衆の縦覧に供するため作成したものです。

ヒロセ通商株式会社

1 当社の概況及び組織に関する事項

(1) 商号

ヒロセ通商株式会社

(2) 登録年月日及び登録番号

2007年9月30日（近畿財務局長(金商)第41号)

(3) 沿革及び経営の組織

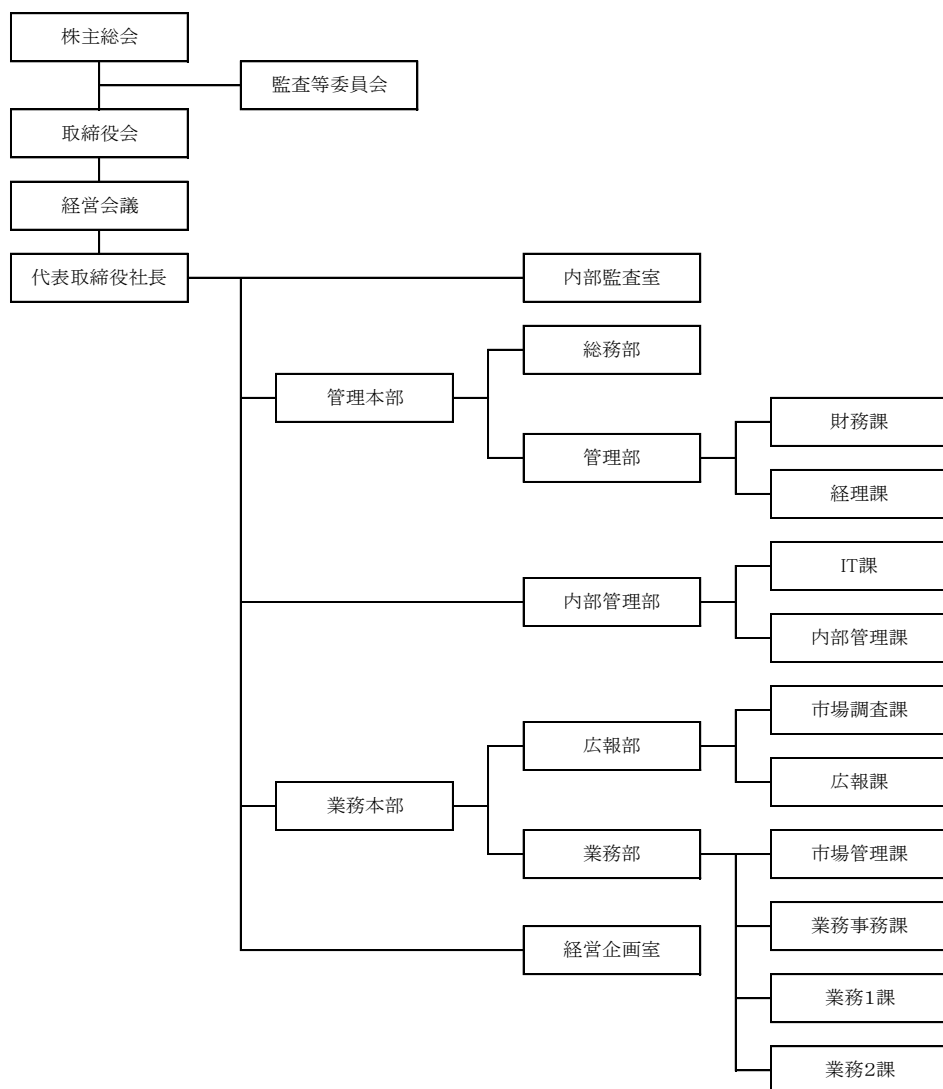
① 会社沿革

年月	概要
2004年3月	大阪市西区に外国為替証拠金取引を事業目的としたヒロセ通商(株)(資本金20百万円)を設立
2004年4月	外国為替証拠金取引「超為替」の受託業務開始
2005年9月	インターネットを媒体とした取引システム「Hirose-FX」の提供開始
2006年3月	スワップポイントを改善した取引システム「Hirose-FX 2」の提供開始
2006年5月	1,000通貨からの取引が可能な「Hirose-FX 2 ミニ」の提供開始 金融先物取引業の登録完了(登録番号 近畿財務局長(金先)第15号) (社)金融先物取引業協会(現 (一社)金融先物取引業協会)に加入(会員番号1562)
2007年5月	マイナー通貨の取引が可能な「HiroseTrader」の提供開始
2007年9月	金融商品取引法施行に伴う第一種金融商品取引業の登録完了(登録番号 近畿財務局長(金商)第41号)
2008年2月	1,000通貨からの取引が可能かつ手数料無料の取引システム「LION FX」の提供開始
2009年5月	業容拡大のため外国為替証拠金取引業者であるJFX(株)(現連結子会社)を子会社化
2009年9月	従前と比較して高速約定処理を可能にした次世代「LION FX」の提供開始 100%子会社にするため株式交換によりJFX(株)の全株式を取得
2010年2月	収益基盤拡大のためJFX(株)にホワイトラベルサービス提供を開始
2010年10月	英国ロンドンに海外進出を目的としてHIROSE FINANCIAL UK LTD.(資本金850千ポンド、現連結子会社)を設立
2011年3月	「Hirose-FX」サービス終了
2011年6月	顧客基盤拡大のためエース取引(株)の外国為替証拠金取引事業の顧客口座を当社へ移管
2011年10月	収益基盤拡大のためフェニックス証券(株)とカバー取引を開始
2011年11月	収益基盤拡大のためHIROSE FINANCIAL UK LTD. とカバー取引を開始
2012年1月	中国市場調査のため中国上海市に上海代表処を開設
2012年5月	収益基盤拡大のため岡三オンライン証券(株)にホワイトラベルサービス提供を開始
2012年10月	中国 香港にアジア市場の顧客獲得を目的としてHIROSE TRADING HK LIMITED(資本金500千香港ドル、現連結子会社)を設立
2012年12月	プライバシーマーク認証取得
2013年5月	従業員の福利厚生とCSRの取組み強化のため、「らいおん保育園」を開園
2014年6月	「HiroseTrader」サービス終了
2014年10月	マレーシア連邦領ラブアンに東南アジア市場の顧客獲得を目的としてHirose Financial MY Limited(資本金250千USドル、現連結子会社)を設立
2015年6月	中国 香港において海外子会社に対する取引システムの提供を目的としてHIROSE FINANCIAL LIMITED(資本金600千香港ドル、現連結子会社)の株式を取得

2015年 9 月	チャート予測ツール「さきよみLIONチャート」の提供開始
2016年 1 月	マレーシア ジョホールバルに海外子会社に対するコールセンター業務提供を目的としてHIROSE BUSINESS SERVICE SDN. BHD. (資本金220千マレーシアリングgit、現連結子会社) を設立
2016年 3 月	東京証券取引所JASDAQ (スタンダード) に上場
2016年 4 月	保育園事業を分社化し株式会社らいおん保育園(資本金10百万円、連結子会社)を設立
2016年 7 月	トレード分析ツール「LION分析ノート」提供開始
2016年10月	「Hirose-FX 2」及び「Hirose-FX 2 ミニ」サービス終了 HTML5仕様の「LIONチャートPlus+」提供開始
2017年 4 月	「LION FX C2」提供開始
2017年 6 月	「LION FX HTML5版」提供開始 「LION FX Web版」提供終了 「LION FX JAVA版」提供終了
2018年 2 月	ライオンコイン株式会社(資本金50百万円、現連結子会社)設立
2018年 3 月	連結子会社である株式会社らいおん保育園清算結了
2018年10月	「LION FX .NET4」提供開始
2019年 5 月	LION PAYMENT UK LTD. (資本金 1 ポンド、現連結子会社) 設立
2019年 7 月	「LION Web」提供開始
2020年 3 月	連結子会社であるライオンコイン株式会社解散
2020年 6 月	連結子会社であるライオンコイン株式会社清算結了
2020年12月	「LION Tab」提供開始

② 経営の組織

(2021年3月31日現在)



- (4) 株式の保有数の上位 10 位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合

(2021 年 3 月 31 日現在)

氏 名 又 は 名 称	保 有 株 式 数	割 合
細合 俊一	株 624,000	% 9.80
友延 雅昭	567,000	8.90
渋谷 誠一	430,000	6.75
石原 愛	336,800	5.29
松井 隆司	316,800	4.97
野市 裕作	286,800	4.50
衣川 貴裕	256,800	4.03
松田 弥	216,800	3.40
村井 昌江	201,000	3.15
Maicos International Company Limited	129,500	2.03
その他 (18,130名)	2,998,267	47.18
合計	6,363,767	100.00

(注) 保有株式数及び割合については、自己株式(230,233 株)を控除して計算しております。

(5) 役員(外国法人にあっては、国内における代表者を含む。)の氏名又は名称

(2021年3月31日現在)

役職名	氏名又は名称	代表権の有無	常勤・非常勤の別
代表取締役社長	野市 裕作	有	常勤
専務取締役	衣川 貴裕	無	常勤
常務取締役	友延 雅昭	無	常勤
取締役	松田 弥	無	常勤
取締役	石原 愛	無	常勤
取締役	松井 隆司	無	常勤
取締役 (監査等委員)	丸茂 英雄	無	非常勤
取締役 (監査等委員)	津田 和義	無	非常勤
取締役 (監査等委員)	藪内 正樹	無	非常勤

(注) 1 取締役(監査等委員)丸茂英雄氏、取締役(監査等委員)津田和義氏及び取締役(監査等委員)藪内正樹氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(6) 政令で定める使用人の氏名

- ① 金融商品取引業に関し、法令等(法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。)を遵守させるための指導に関する業務を統括する者(部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかどうかを問わず、当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)の氏名

氏 名	役 職 名
衣川 貴裕	専務取締役 内部管理部長

- ② 投資助言業務(金融商品取引法(以下「法」という。)第28条第6項に規定する投資助言業務をいう。)又は投資運用業(同条第4項に規定する投資運用業をいう。)に関し、助言又は運用(その指図を含む。)を行う部門を統括する者(金融商品の価値等(法第2条第8項第11号ロに規定する金融商品の価値等をいう。)の分析に基づく投資判断を行う者を含む。)の氏名
- 該当事項はありません。

(7) 業務の種別

金融商品取引法第28条第1項第2号に掲げる行為に係る業務、有価証券等管理業務

(8) 本店その他の営業所又は事務所(外国法人にあっては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所)の名称及び所在地

名 称	所 在 地
本 社	大阪市西区新町一丁目3番19号 MG ビルディング

(9) 他に行っている事業の種類

該当事項はありません。

(10) 法第 37 条の 7 第 1 項第 1 号イ、第 2 号イ、第 3 号イ又は第 4 号イに定める業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称並びに加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称

① 指定紛争解決機関の商号又は名称

イ 第一種金融商品取引業（法第 37 条の 7 第 1 項第 1 号イ）
特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

ロ 第二種金融商品取引業（法第 37 条の 7 第 1 項第 2 号イ）
該当事項はありません。

ハ 投資助言・代理業（法第 37 条の 7 第 1 項第 3 号イ）
該当事項はありません。

ニ 投資運用業（法第 37 条の 7 第 1 項第 4 号イ）
該当事項はありません。

② 加入する金融商品取引業協会の名称

一般社団法人金融先物取引業協会

③ 対象事業者となる認定投資者保護団体の名称

該当事項はありません。

(11) 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号

該当事項はありません。

(12) 加入する投資者保護基金の名称

該当事項はありません。

(13) 法第 37 条の 7 第 1 項第 1 号ロ、第 2 号ロ、第 3 号ロ又は第 4 号ロに定める業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

① 第一種金融商品取引業（法第 37 条の 7 第 1 項第 1 号ロ）
該当事項はありません。

② 第二種金融商品取引業（法第 37 条の 7 第 1 項第 2 号ロ）
該当事項はありません。

③ 投資助言・代理業（法第 37 条の 7 第 1 項第 3 号ロ）
該当事項はありません。

④ 投資運用業（法第 37 条の 7 第 1 項第 4 号ロ）
該当事項はありません。

2 業務の状況に関する事項

(1) 当期の業務の概要

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）の拡大に伴い、社会経済活動が大きく制限された影響により、きわめて厳しい状況で推移しました。各種経済政策の効果などにより一部持ち直しの動きが見られたものの、感染の再拡大により収束の兆しは見えず、国内経済の先行きは依然として不透明な状況が続いております。こうした環境のもと、当社の関連する外国為替市場におきましては、期初には感染症の世界的流行や米中貿易摩擦の長期化により比較的ボラティリティが高い状況となりましたが、その影響は徐々に弱まり、7月以降は米国大統領選挙や感染症のワクチン普及への期待、中国の景気回復といった変動要因はあったものの、ボラティリティは緩やかに推移しました。

このような状況の中、当社は、外出自粛やテレワークの拡大及び長期化によるPCやスマートフォンの利用機会の増加に伴い、FXの取引機会が増加することを見込み、人気通貨ペアのスプレッドの縮小や広告宣伝方法の見直しを行いました。また、タブレット端末での利用も活発になることを想定し、より快適な利用環境を提供すべく、iPad専用アプリのフルモデルチェンジやタブレット専用の取引ツール「LION Tab」のリリース等、タブレットに特化した取引ツールを強化しました。加えて、ボラティリティが低い状況でも取引を減少させないための取り組みとして、魅力的なキャンペーンを実施し、顧客の取引意欲が向上するよう努めました。

上記のような取り組みを行った結果、当社の口座数は284,625口座（前期比6.0%増）に達し、顧客預り証拠金は58,085,020千円（同4.7%増）となりました。また、年間の外国為替取引高は4兆4,308億通貨（同41.6%増）となりました。

その結果、当事業年度の営業収益は、7,887,640千円（前期比3.6%増）となりました。一方利益につきましては、新規顧客獲得のための積極的な広告宣伝活動による広告宣伝費や、取引高や営業収益に比例して増加するシステム使用料等の販売費及び一般管理費が増加したことから、営業利益は2,774,435千円（同4.5%減）、経常利益は2,726,438千円（同4.5%減）、当期純利益は1,839,249千円（同2.3%増）となりました。

(2) 直近の3事業年度における業務の状況を示す指標

区 分	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
資 本 金	939,834 千円	943,625 千円	980,863 千円
発 行 済 株 式 総 数	6,490,500 株	6,495,000 株	6,594,000 株
営 業 収 益	7,609,508 千円	7,613,411 千円	7,887,640 千円
（外国為替取引損益）	7,609,508 千円	7,613,411 千円	7,887,640 千円
（その他の営業収益）	— 千円	— 千円	— 千円
経 常 利 益	2,867,749 千円	2,854,221 千円	2,726,438 千円
当 期 純 利 益	1,924,354 千円	1,797,786 千円	1,839,249 千円

（注）当社の勘定科目では、トレーディング損益を外国為替取引損益と表記しております。

- (3) 株券の売買高(有価証券等清算取次ぎの委託高(有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎの取扱高を除く。))を含む。))及びその受託の取扱高(有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎの受託高を除き、有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎの取扱高を含む。)

該当事項はありません。

- (4) 国際証券、社債権、株券及び投資信託の受益証券の引受高、売出高及び募集、売出し、私募又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高

該当事項はありません。

- (5) その他業務の状況

該当事項はありません。

- (6) 自己資本規制比率の状況

(単位：百万円)

区 分	2019 年 3 月 期	2020 年 3 月 期	2021 年 3 月 期
自己資本規制比率 (A)／(B)×100	560.3 %	744.9 %	740.2 %
固定化されていない自己資本 (A)	7,228	9,623	10,911
リスク相当額 (B)	1,290	1,291	1,474
市場リスク相当額	0	0	1
取引先リスク相当額	136	179	197
基礎的リスク相当額	1,152	1,112	1,275

- (7) 使用人の総数及び外務員の総数

区 分	2019 年 3 月 期	2020 年 3 月 期	2021 年 3 月 期
使 用 人	59名	62名	64名
(う ち 外 務 員)	43名	41名	42名

- (注) 1 使用人兼務役員は、使用人の人数に含んでおりません。
2 上記使用人には、派遣社員及びパートタイマーを含んでおりません。
3 上記使用人には、他社への出向社員を含んでおりません。

3 財産の状況に関する事項

(1) 経理の状況

① 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 9,973,829	※2 11,981,293
外国為替取引顧客分別金信託	42,644,110	48,966,110
外国為替取引顧客差金	※1 16,735,638	※1 11,275,250
外国為替取引顧客未収入金	327,763	482,282
外国為替取引差入証拠金	9,601,693	7,859,622
外国為替取引自己取引差金	—	238,421
外国為替取引自己取引未収入金	119,726	74,299
貯蔵品	52,510	82,906
未収入金	30,020	28,111
未収還付消費税等	210,741	299,964
前払費用	28,717	28,205
その他	7,922	1,088
流動資産合計	79,732,674	81,317,555
固定資産		
有形固定資産		
建物	145,009	147,267
減価償却累計額	△55,640	△62,936
建物（純額）	89,369	84,331
車両運搬具	19,948	19,948
減価償却累計額	△17,491	△18,720
車両運搬具（純額）	2,457	1,228
器具備品	47,712	54,271
減価償却累計額	△41,075	△41,174
器具備品（純額）	6,637	13,097
有形固定資産合計	98,463	98,657
無形固定資産		
ソフトウェア	50,379	38,718
その他	246	246
無形固定資産合計	50,626	38,965
投資その他の資産		
関係会社株式	606,423	721,594
長期前払費用	36	5
繰延税金資産	89,949	90,648
差入保証金	24,082	23,209
その他	9,025	11,946
貸倒引当金	△5,043	△5,143
投資その他の資産合計	724,475	842,260
固定資産合計	873,565	979,882
資産合計	80,606,239	82,297,438

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
外国為替取引預り証拠金	※1 55,461,976	※1 58,085,020
外国為替取引顧客差金	240,497	1,275,707
外国為替取引顧客未払金	3,354,100	2,711,556
外国為替取引自己取引差金	1,016,450	30,087
外国為替取引自己取引未払金	210,876	180,539
短期借入金	※2、4、5 7,700,000	※2、4、5 6,000,000
1年内返済予定の長期借入金	—	1,000,000
未払金	518,680	430,801
未払費用	42,519	42,922
未払法人税等	338,856	531,674
預り金	203,048	75,670
賞与引当金	64,500	56,250
その他	0	—
流動負債合計	69,151,506	70,420,229
固定負債		
長期借入金	1,000,000	—
長期未払金	769,316	769,316
退職給付引当金	47,467	53,012
資産除去債務	17,418	17,926
固定負債合計	1,834,201	840,254
負債合計	70,985,708	71,260,484
純資産の部		
株主資本		
資本金	943,625	980,863
資本剰余金		
資本準備金	485,905	523,143
その他資本剰余金	19,030	19,030
資本剰余金合計	504,935	542,173
利益剰余金		
利益準備金	1,100	1,100
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	8,140,322	9,780,713
利益剰余金合計	8,141,422	9,781,813
自己株式	△26,723	△321,878
株主資本合計	9,563,260	10,982,971
新株予約権	57,271	53,983
純資産合計	9,620,531	11,036,954
負債純資産合計	80,606,239	82,297,438

②損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)	当事業年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)
営業収益		
外国為替取引損益	7,613,411	7,887,640
営業収益合計	7,613,411	7,887,640
営業費用		
販売費及び一般管理費	※1 4,709,562	※1 5,113,204
営業利益	2,903,848	2,774,435
営業外収益		
受取利息	953	847
関係会社経営指導料	9,444	9,444
貸倒引当金戻入額	263	—
為替差益	—	827
その他	524	726
営業外収益合計	11,185	11,846
営業外費用		
支払利息	59,869	59,372
支払手数料	—	471
為替差損	743	—
その他	200	—
営業外費用合計	60,812	59,843
経常利益	2,854,221	2,726,438
特別利益		
新株予約権戻入益	1,642	—
関係会社清算益	—	814
特別利益合計	1,642	814
特別損失		
固定資産除却損	※2 7,914	※2 3,679
関係会社株式評価損	244,090	23,359
関係会社債権放棄損	22,852	—
特別損失合計	274,858	27,039
税引前当期純利益	2,581,005	2,700,214
法人税、住民税及び事業税	786,376	861,662
法人税等調整額	△3,156	△698
法人税等合計	783,219	860,964
当期純利益	1,797,786	1,839,249

③ 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	939,834	482,114	19,030	501,144	1,100	6,534,846	6,535,946
当期変動額							
新株の発行	3,791	3,791		3,791			
剰余金の配当						△192,310	△192,310
当期純利益						1,797,786	1,797,786
自己株式の取得							
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	3,791	3,791	—	3,791	—	1,605,475	1,605,475
当期末残高	943,625	485,905	19,030	504,935	1,100	8,140,322	8,141,422

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△26,657	7,950,267	61,330	8,011,598
当期変動額				
新株の発行		7,582		7,582
剰余金の配当		△192,310		△192,310
当期純利益		1,797,786		1,797,786
自己株式の取得	△65	△65		△65
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			△4,059	△4,059
当期変動額合計	△65	1,612,992	△4,059	1,608,933
当期末残高	△26,723	9,563,260	57,271	9,620,531

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	943,625	485,905	19,030	504,935	1,100	8,140,322	8,141,422
当期変動額							
新株の発行	37,237	37,237		37,237			
剰余金の配当						△198,859	△198,859
当期純利益						1,839,249	1,839,249
自己株式の取得							
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	37,237	37,237	—	37,237	—	1,640,390	1,640,390
当期末残高	980,863	523,143	19,030	542,173	1,100	9,780,713	9,781,813

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△26,723	9,563,260	57,271	9,620,531
当期変動額				
新株の発行		74,475		74,475
剰余金の配当		△198,859		△198,859
当期純利益		1,839,249		1,839,249
自己株式の取得	△295,154	△295,154		△295,154
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			△3,288	△3,288
当期変動額合計	△295,154	1,419,710	△3,288	1,416,422
当期末残高	△321,878	10,982,971	53,983	11,036,954

(貸借対照表関係)

※ 1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
外国為替取引顧客差金(資産)	1, 008, 394 千円	640, 266 千円
外国為替取引預り証拠金	1, 354, 396 千円	1, 401, 930 千円

※ 2 担保資産及び担保付債務

(1) 借入金の担保に供している資産及び担保付債務は、次のとおりであります。

① 担保に供している資産

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
現金及び預金(定期預金)	2, 070, 000 千円	2, 320, 000 千円

② 担保付債務

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期借入金	5, 700, 000 千円	4, 200, 000 千円

(2) 当社からのカバー取引注文により成立する外国為替証拠金取引に関連して生じる債務に関し、金融機関より支払承諾契約(以下「ボンド・ファシリティ契約」という。)に基づく債務保証を受けており、当該債務保証に対する担保として現金及び預金(定期預金)を差入れるとともに、顧客区分管理信託契約に基づく信託受益権に係る信託財産のうち、顧客区分管理必要額等控除後の残余財産に対して、金融機関を質権者とする質権を設定しております。また、当該契約に基づく担保の差入額、担保付債務(被保証債務残高)及び債務保証の極度額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
現金及び預金(定期預金)	2, 400, 000 千円	2, 400, 000 千円
被保証債務残高	— 千円	— 千円
債務保証の極度額	12, 000, 000 千円	12, 000, 000 千円

(3) 金融機関とカバー取引を行うに当たり、先物外国為替取引契約に基づき、当該カバー取引に対する担保として現金及び預金(定期預金)を差入れております。当該契約に基づき担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
現金及び預金(定期預金)	1, 175, 000 千円	1, 175, 000 千円

※3 保証債務

次の関係会社の顧客に対する債務について、債務保証を行っております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
HIROSE FINANCIAL UK LTD.	509,087 千円	100,932 千円

※4 当座貸越契約及びリボルビング・ファシリティ契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため複数の金融機関等と当座貸越契約及びリボルビング・ファシリティ契約を締結しております。

これらの契約に基づく事業年度末における借入金未実行残高等は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
当座貸越極度額及びリボルビング・ファシリティ契約の総額	10,700,000 千円	10,700,000 千円
借入実行残高	7,700,000 千円	6,000,000 千円
差引額	3,000,000 千円	4,700,000 千円

※ 5 財務制限条項

前事業年度(2020年3月31日)

当社が契約するボンド・ファシリティ契約及び当座貸越契約には、主に以下の財務制限条項が付されております。

1. ボンド・ファシリティ契約

- ① 金融商品取引法第46条の6第1項の定めにより毎月末算出する自己資本規制比率を200%超に維持すること。
- ② 各四半期会計期間について、当該四半期会計期間に属する月の金融商品取引業等に関する内閣府令第178条第1項第1号に規定する市場リスク相当額が、当社が作成する四半期決算短信又は決算短信から計算される当該四半期会計期間中に計上された経常利益（当該市場リスク相当額を算出した期間と同期間における経常利益を指す。）の5倍に相当する金額を2回連続して超過しないようにすること。
- ③ 金融商品取引業等に関する内閣府令第178条第1項第1号に基づき算出される市場リスク相当額を表保証額の3%未満とすること。
- ④ 業として自己の計算により行う店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第22項の定義による。）を行う場合、かかる取引の想定元本のUSドル建て最大残高を5百万USドル未満に維持すること。
- ⑤ ④の財務制限条項に抵触した場合には、以下の追加担保金額算出方法に従い、追加預金担保を保証人のために差し入れること。算出結果がマイナスとなる場合には、追加担保金額はゼロとする。
追加担保金額算出方法
(A)×(B)－2,400百万円
1百万円の位を四捨五入して10百万円単位で計算する。
(A)④の財務制限条項に抵触した日における当社が業として自己の計算により行った店頭デリバティブ取引のUSドル建て最大残高
(B)表保証人により公表されたUSドル・円TTMレート（対顧客直物電信仲値相場）（以下、「本件レート」という。）のうち④の財務制限条項に抵触することが判明した日において公表されたもの（当該判明日に本件レートが公表されなかった場合は、当該日の前に公表された本件レートのうち、最新のもの）
- ⑥ 第2四半期会計期間の末日及び事業年度末日時点の報告書等における連結損益計算書に記載される経常損益・営業損益が損失とならないようにすること。

上記の各財務制限条項に抵触した場合には、契約先金融機関の裁量により保証を受けられなくなる可能性があります。

なお、当事業年度末における被保証債務残高及び各財務制限条項への抵触の事実はありません。

2. 当座貸越契約

- ① 金融商品取引法第46条の6第1項の定めにより毎月末算出する自己資本規制比率を200%超に維持すること。
- ② 各四半期会計期間について、当該四半期会計期間に属する月の金融商品取引業等に関する内閣府令第178条第1項第1号に規定する市場リスク相当額が、当社が作成する四半期決算短信又は決算短信から計算される当該四半期会計期間中に計上された連結経常利益（当該市場リスク相当額を算出した期間と同期間における経常利益を指す。）の5倍に相当する額を2回連続して超過しないようにすること（なお、四半期決算短信又は決算短信に示される連結経常損益が損失である場合には、当該四半期については超過したものとみなす。）。
- ③ 業として自己の計算により行う店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第22項の定義による。）を行う場合、かかる取引の想定元本のUSドル建て最大残高を5百万USドル未満に維持すること。
- ④ 第2四半期会計期間の末日及び事業年度末日時点の報告書等における連結損益計算書に記載される経常損益・営業損益が損失とならないようにすること。
- ⑤ 報告書等における有利子負債（社債を含む）の合計金額が、現金、預金（ただし、信託預金から顧客区分管理必要額を除く）及び外国為替取引差入証拠金の合計金額を上回らないこと。

上記の各財務制限条項に抵触した場合には、貸出人の要求に基づき各借入金に関して貸出人に対し負担する一切の債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

なお、当事業年度末における各財務制限条項への抵触の事実はありません。

当事業年度(2021年3月31日)

当社が契約するボンド・ファシリティ契約及び当座貸越契約には、主に以下の財務制限条項が付されております。

1. ボンド・ファシリティ契約

- ① 金融商品取引法第46条の6第1項の定めにより毎月末算出する自己資本規制比率を200%超に維持すること。
- ② 各四半期会計期間について、当該四半期会計期間に属する月の金融商品取引業等に関する内閣府令第178条第1項第1号に規定する市場リスク相当額が、当社が作成する四半期決算短信又は決算短信から計算される当該四半期会計期間中に計上された経常利益（当該市場リスク相当額を算出した期間と同期間における経常利益を指す。）の5倍に相当する金額を2回連続して超過しないようにすること。
- ③ 金融商品取引業等に関する内閣府令第178条第1項第1号に基づき算出される市場リスク相当額を表保証額の3%未満とすること。
- ④ 業として自己の計算により行う店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第22項の定義による。）を行う場合、かかる取引の想定元本のUSドル建て最大残高を20百万USドル未満に維持すること。なお、日本時間午前6時00分（2020年11月2日から2021年3月13日までの期間は日本時間午前7時00分とする）における店頭デリバティブ取引の残高は5百万USドル未満に維持すること。
- ⑤ ④の財務制限条項に抵触した場合には、以下の追加担保金額算出方法に従い、追加預金担保を保証人のために差し入れること。算出結果がマイナスとなる場合には、追加担保金額はゼロとする。
追加担保金額算出方法
 $(A) \times (B) - 2,400$ 百万円
1百万円の位を四捨五入して10百万円単位で計算する。
(A) ④の財務制限条項に抵触した日における当社が業として自己の計算により行った店頭デリバティブ取引のUSドル建て最大残高
(B) 表保証人により公表されたUSドル・円TTMレート（対顧客直物電信仲値相場）（以下、「本件レート」という。）のうち④の財務制限条項に抵触することが判明した日において公表されたもの（当該判明日に本件レートが公表されなかった場合は、当該日の前に公表された本件レートのうち、最新のもの）
- ⑥ 第2四半期会計期間の末日及び事業年度末日時点の報告書等における連結損益計算書に記載される経常損益・営業損益が損失とならないようにすること。

上記の各財務制限条項に抵触した場合には、契約先金融機関の裁量により保証を受けられなくなる可能性があります。

なお、当事業年度末における被保証債務残高及び各財務制限条項への抵触の事実はありません。

2. 当座貸越契約

- ① 金融商品取引法第46条の6第1項の定めにより毎月末算出する自己資本規制比率を200%超に維持すること。
- ② 各四半期会計期間について、当該四半期会計期間に属する月の金融商品取引業等に関する内閣府令第178条第1項第1号に規定する市場リスク相当額が、当社が作成する四半期決算短信又は決算短信から計算される当該四半期会計期間中に計上された連結経常利益（当該市場リスク相当額を算出した期間と同期間における経常利益を指す。）の5倍に相当する額を2回連続して超過しないようにすること（なお、四半期決算短信又は決算短信に示される連結経常損益が損失である場合には、当該四半期については超過したものとみなす。）。
- ③ 業として自己の計算により行う店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第22項の定義による。）を行う場合、かかる取引の想定元本のUSドル建て最大残高を20百万USドル未満に維持すること。なお、日本時間午前6時00分（米国東部標準時（冬時間）適用期間は日本時間午前7時00分とする）における店頭デリバティブ取引の残高は5百万USドル未満とすること。
- ④ 第2四半期会計期間の末日及び事業年度末日時点の報告書等における連結損益計算書に記載される経常損益・営業損益が損失とならないようにすること。
- ⑤ 報告書等における有利子負債（社債を含む）の合計金額が、現金、預金（ただし、信託預金から顧客区分管理必要額を除く）及び外国為替取引差入証拠金の合計金額を上回らないこと。

上記の各財務制限条項に抵触した場合には、貸出人の要求に基づき各借入金に関して貸出人に対し負担する一切の債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

なお、当事業年度末における各財務制限条項への抵触の事実はありません。

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
システム使用料	1,596,146 千円	1,839,416 千円
役員報酬	420,840 千円	386,040 千円
給与手当等	279,719 千円	295,116 千円
退職給付費用	8,007 千円	6,448 千円
賞与引当金繰入額	64,500 千円	56,250 千円
役員退職慰労引当金繰入額	94,793 千円	— 千円
減価償却費	61,331 千円	47,128 千円
支払手数料	609,615 千円	662,887 千円
広告宣伝費	710,179 千円	964,161 千円
おおよその割合		
販売費	62 %	68 %
一般管理費	38 %	32 %

※2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物	— 千円	3,568 千円
器具備品	0 千円	110 千円
ソフトウェア	7,914 千円	— 千円
計	7,914 千円	3,679 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	80,152	34	—	80,186

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 34株

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	80,186	150,047	—	230,233

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

2020年7月30日の取締役会決議による自己株式の取得 150,000株

単元未満株式の買取りによる増加 47株

(2) 借入金の主要な借入先及び借入金額

前事業年度(2020年3月31日)

(単位：千円)

借入先の氏名又は名称	借入金額
株式会社 みなと銀行	2,000,000
株式会社 みずほ銀行	1,000,000
株式会社 イオン銀行	1,000,000
株式会社 三井住友銀行	1,000,000
オリックス銀行 株式会社	1,000,000
株式会社 高知銀行	800,000
株式会社 関西みらい銀行	800,000
株式会社 新生銀行	600,000

(注) 2020年3月末現在の借入残高が、5億円以上の金融機関を記載しております。

当事業年度(2021年3月31日)

(単位：千円)

借入先の氏名又は名称	借入金額
オリックス銀行 株式会社	1,000,000
株式会社 イオン銀行	1,000,000
株式会社 三井住友銀行	1,000,000
株式会社 高知銀行	800,000
株式会社 関西みらい銀行	800,000
株式会社 徳島大正銀行	800,000
株式会社 新生銀行	600,000
株式会社 みずほ銀行	500,000

(注) 2021年3月末現在の借入残高が、5億円以上の金融機関を記載しております。

(3) 保有する有価証券(トレーディング商品に属するものとして経理された取引を除く。)の取得価額、時価及び評価損益

前事業年度(2020年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は606,423千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2021年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は721,594千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

- (4) デリバティブ取引(トレーディング商品に属するものとして経理された取引を除く。)の契約価額、時価及び評価損益

該当事項はありません。

- (5) 会計監査人による監査及び監査報告書の有無

当社は、第17期事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)及び第18期事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)の財務諸表について、会社法第436条第2項、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けており、監査報告書を受領しております。

4 管理の状況に関する事項

(1) 内部管理の状況の概要

当社は、内部管理部を中心とし、業務状況の管理を行い、業務の適正性の確保や問題点の改善に努めております。また、当社は、内部管理部を統括部門としたコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス全般の報告・審議を行い、必要に応じて研修等を実施する等、コンプライアンス態勢の強化を図っております。

次に、お客様からの苦情及び相談については、苦情相談窓口として、専用の電話番号とメールアドレスを定め、ホームページ上に記載しております。お客様からの申出内容に応じて、苦情・紛争処理規程に基づく等、適正な対応に努めております。なお、苦情・紛争の状況につきましては、毎月のコンプライアンス委員会において報告し、取締役会には半期に1度報告いたしております。さらに、ホームページ上には、指定紛争解決機関である特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）及び証券取引等監視委員会の情報提供窓口のリンクを貼り、外部への苦情及び相談についての申出方法等を明確化しております。

最後に、監査体制といたしましては、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、年間の監査計画に基づき各部門の業務状況、法令・諸規則の遵守状況の監査を行っております。内部監査の監査結果や改善状況は、取締役会へ報告する体制を構築しております。

(2) 法第43条の2から第43条の3までの規定により管理される金銭、有価証券その他の財産の種類ごとの数量若しくは金額及び管理の状況

① 金融商品取引法第43条の2第1項から第3項の規定に基づく分別管理の状況

前事業年度（2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2021年3月31日）

該当事項はありません。

② 金融商品取引法第43条の2の2の規定に基づく区分管理の状況

前事業年度（2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2021年3月31日）

該当事項はありません。

③ 金融商品取引法第43条の3の規定に基づく区分管理の状況

イ 金融商品取引法第43条の3第1項の規定に基づく区分管理の状況

（単位：百万円）

管理の方法	2020年3月31日	2021年3月31日	内 訳
金銭信託	42,010	48,180	株式会社三井住友銀行48,180百万円

ロ 金融商品取引法第 43 条の 3 第 2 項の規定に基づく区分管理の状況

前事業年度（2020 年 3 月 31 日）

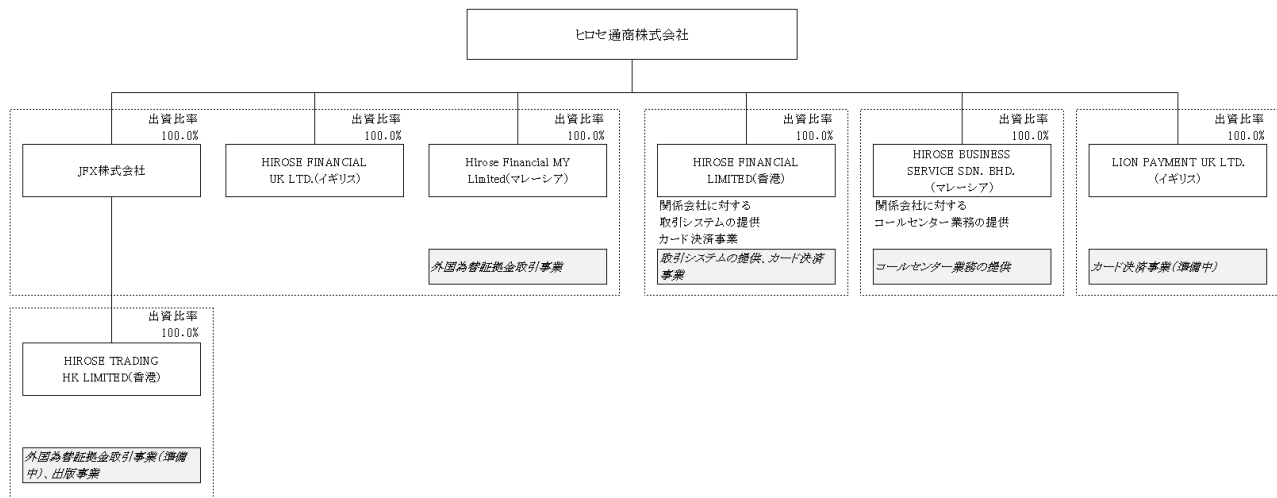
該当事項はありません。

当事業年度（2021 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

5 子会社等の状況に関する事項

(1) 企業集団の構成



(2) 子会社等の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、資本金の額、事業の内容等

名称	住所	資本金の額	主要な事業の内容	当社及び子会社等の保有する議決権の数(口)	議決権の所有 〔被所有〕割合 (%)
(連結子会社) JFX株式会社	東京都中央区	317,000 千円	外国為替証拠金 取引事業	19,990	100.0
HIROSE FINANCIAL UK LTD.	英国 ロンドン	6,317 千ポンド	外国為替証拠金 取引事業	6,317,000	100.0
HIROSE TRADING HK LIMITED	中国 香港	8,500 千香港ドル	外国為替証拠金 取引事業 (予定) 出版事業	8,500,000	100.0 (100.0)
Hirose Financial MY Limited	マレーシア 連邦領 ラブアン	1,500 千米ドル	外国為替証拠金 取引事業	1,500,000	100.0
HIROSE FINANCIAL LIMITED	中国 香港	13,700 千香港ドル	取引システム提 供 カード決済事業	13,700,000	100.0
HIROSE BUSINESS SERVICE SDN. BHD.	マレーシア ジョホールバル	920 千リンギット	コールセンター 業務の提供	920,000	100.0
LION PAYMENT UK LTD.	英国 ロンドン	1,050 千ポンド	カード決済事業 (予定)	1,050,000	100.0

- (注) 1 HIROSE TRADING HK LIMITED の株式は、JFX 株式会社を通じての間接所有となっております。
 2 議決権の所有割合欄の()内は JFX 株式会社が所有する議決権の所有割合を内数で示しております。
 3 HIROSE TRADING HK LIMITED は、外国為替証拠金取引事業の営業を開始しておりません。
 4 LION PAYMENT UK LTD. は、営業を開始しておりません。

以上